

高知市住民票の写し等交付に係る郵送及び窓口業務企画提案書作成要領

高知市住民票の写し等交付に係る郵送及び窓口業務の委託先を選考するに当たり、プロポーザル参加資格を有すると認めた者は、次のとおり企画提案書を作成し提出すること。

1 提出書類

(1) 企画提案書

- ① 提出部数は 10 部（原本 1 部・コピー 9 部）とする。
- ② 提案書の構成及び規格等は次のとおりとすること。

提案書の構成	規格及び制限枚数	様式
表紙	A 4 1 枚	【別紙 10「企画提案書表紙様式」】のとおりに
ア 業務実績	・ A 4 サイズ ・ 縦横問わず ・ 30 枚まで	・ 任意。ただし、業務体制のうち、従事予定者の経験等については従事予定者調書（別紙 11）で提出すること。 ・ 文字サイズは 10 ポイント以上 ・ ページ数記載
イ 業務体制		
ウ 業務執行計画		
エ 業務執行内容		
オ 個人情報保護		
カ 経費		

(2) 企画提案書の補足資料

- ① 企画提案書の補足のための資料を作成することは可とする。
- ② 補足資料を提出する場合は、企画提案書とは別綴じとし、10 部提出すること。
- ③ 補足資料の構成は自由とするが、サイズは A 4 に限る。枚数制限は特に設けないが、本編の枚数制限を補うような使用方法は厳に慎むこと。

(3) 情報非公開希望申立書（別紙 9）

- ① 提出された書類等は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第 9 条第 3 号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第 9 条第 3 号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（別紙 9）を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することができる。
- ② 非公開を希望する部分が無い場合でも、その旨を記載し、申立書は必ず提出すること。
- ③ 提出部数：1 部

(4) その他の提出書類

- ① 同種の業務について受託実績がある場合は、その業務について企画提案書とは別綴じの資料として、契約書及び仕様書の写しを各 1 部提出すること。
- ② 高知市が追加で資料の提出を求めた場合は、迅速に対応すること。

2 提出先

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所中央窓口センター管理担当 福島

電話 (088) 856-9324

FAX (088) 823-9968

3 提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は配達証明又は書留郵便により提出期限必着とする。

4 提出期限

参加資格確認結果通知を受け、資格を有することを認められた事業者は、参加資格を有する旨の通知を受けとってから令和7年6月25日(水)17時(必着)までに提出するものとする。

5 受理の通知

提出書類を受け付けたときは、提出者に対して、書類を受け付けた旨をFAX送信する。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

住民票の写し等交付に係る郵送及び窓口業務について、多様な専門性及び創意工夫の活用により、効率的で効果的な市民サービスの安定した提供を図る。

(2) 委託業務の内容

募集要領及び仕様書(別紙1～別紙3)を参照のこと。

(3) 提案書に記述する内容

ア 業務実績

① 同種業務の実績について。(複数ある場合は、2件以上5件以内で記述すること。)

② 実績に基づき得たノウハウの、当該業務における活用方法について。

イ 業務体制(従事予定者については従事予定者調書(別紙11)により提出)

① 業務実施体制(人員数、配置等)について(繁忙期の体制含む)。

② 業務を円滑に実施できる統率力を有する業務責任者及び業務副責任者の配置について。

③ 従事者を安定して雇用継続するための取組や従事者に対する研修等について。

④ 突発的に従事者が勤務不可能になった場合等、緊急時の対応について。

ウ 業務執行計画

① 委託業務開始に向けた業務引継等準備について(スケジュール含む)。

② 業務委託終了時における、次期委託業者に対する円滑な業務引継ぎについて。

エ 業務執行内容

① 窓口や電話で苦情等のトラブルが発生した場合の対処について。

② 委託業務を効率的に運営する策について。

③ 業務の対象となる市民の満足度を高める策について。

オ 個人情報保護

① 個人情報保護に対する認識や漏えい防止策について。

② 個人情報保護に係る従事者に対する指導体制等について。

カ 経費

令和7年11月1日～令和12年10月31日までの経費について経費内訳書(別紙12)を使用し見積もりを行うこと。

※予算限度 220,484 千円以内(消費税及び地方消費税額 10%を含む)